

第3次上尾市図書館サービス計画 (案)

(令和3年度～令和7年度)



上尾市教育委員会

目次

第1章 第3次計画の位置づけ	1
1.計画の背景	1
1.1.国内の公立図書館を取り巻く環境	1
1.2.本計画策定の経緯	1
2.計画の位置づけ	2
2.1.計画の位置づけ	2
2.2.計画期間	3
2.3.計画の構成	3
3.上尾市図書館の現状と課題	3
3.1.サービスの現状と課題	3
3.2.施設の現状と課題	6
3.3.運営の現状と課題	6
3.4.新しい生活様式と展望	7
第2章 基本理念・基本方針	8
1.基本理念	8
2.基本方針	8
2.1.「今後の在り方」を踏まえて	8
2.2.基本方針	8
第3章 サービス計画項目	10
1.基本方針Ⅰ 図書館の基本機能の充実	10
1.1.図書館資料の収集等	10
1.2.図書館資料の組織化	10
1.3.貸出	10
1.4.閲覧	10
1.5.予約・リクエスト	11
1.6.複写	11
1.7.行政関係	11

2.基本方針Ⅱ 多様なニーズに対応するサービスの提供	12
2.1.レファレンスサービス	12
2.2. レフェラルサービス(案内紹介サービス)	12
2.3. 情報検索サービス等	12
2.4.ビジネス支援	12
2.5.子育て・教育	13
2.6.健康・医療、福祉	13
2.7.法律・司法手続き	13
2.8.高齢者サービス	13
2.9.障害者サービス	14
2.10.多文化サービス	14
3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援	15
3.1.乳幼児・保護者サービス	15
3.2.児童サービス	15
3.3.青少年サービス	15
3.4.子供の読書活動支援	15
3.5.若者の自立支援	16
3.6.学習活動の支援	16
3.7.情報活用能力向上支援	16
3.8.ボランティア活動	16
4.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備	17
4.1.学習活動環境の整備	17
4.2.運営	17
4.3.職員体制	17
4.4.施設・設備	17
4.5.安全管理	18
第4章 計画の推進体制	19
1.計画の進行管理	19

1.1.計画の実行及び評価対象	19
1.2.進行管理	19
2.運営状況の評価	19
2.1.利用に関するモニタリング	19
2.2.総合評価	20
3.計画の進行に関する情報提供	20
参考資料	i
用語解説	ii

文中の表示等について

- 📖 『第3次上尾市図書館サービス計画』は、文中では「第3次計画」又は「本計画」と表記します。
- 📖 引用する計画書や参考文献、報告書の名称は、二重鍵括弧『 』で表示します。
- 📖 引用文や再出の略称（以下「 」の表記）、独特な言い回しなどについては、鍵括弧「 」で表示します。
- 📖 必要と思われる用語の補足については、括弧（ ）で表示します。
- 📖 補足の必要な内容は、適宜脚注（番号は上付アラビア数字で示す）を挿入しています。
- 📖 文中の用語については、必要に応じて巻末の「用語解説」を設けています。

第 1 章 第 3 次計画の位置づけ

1. 計画の背景

1.1. 国内の公立図書館を取り巻く環境

現在、わが国では、国際化が進むほか、人口減少や少子高齢化など人口構成に大きな変化が見られています。また、「人生 100 年時代」¹と言われる長寿化の中で、ICT（情報通信技術）の発達に伴う情報化社会の急速な進展や、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）などの技術革新は、これまでの価値観や行動様式を変化させ、新たな社会の姿として Society 5.0²の実現が提唱されるほどまでに社会の仕組みにも大きな影響を及ぼしています。さらに、国際社会共通の目標である SDGs³の達成に向けた取り組みが全国各地で広がりを見せるなど、社会情勢は劇的な変革期にあると言えます。

このような状況の中で、地域社会では地域経済の縮小や地方財政の悪化が常態化し、地域活動の担い手の減少や住民同士のつながりの希薄化が進むなど、地域コミュニティの役割や意義が大きく変化しています。このため、その地域で生活する住民が直面する課題も複雑化、多様化しており、課題解決のための情報収集や学習機会を求める声は、以前にも増して高まっています。これに伴って、地域の情報拠点である公立図書館の役割も重要性を増しており、資料の提供など従来の枠組みにとらわれない、多角的な情報サービスの展開が求められています。

1.2. 本計画策定の経緯

上尾市図書館は、これまで、『上尾市図書館サービス計画』（平成 22 年度～27 年度。以下「第 1 次計画」という。）、『第 2 次上尾市図書館サービス計画』（平成 28 年度～令和 2 年度。以下「第 2 次計画」という。）を通して、市民サービスの充実を図るべく取り組んできました。

第 2 次計画では、第 1 次計画を引き継ぎ、図書館サービスのさらなる向上を進め、対面朗読サービスの実施や音楽配信サービスの導入、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始といった新規サービスの拡充を実現するなど一定の成果を上げることができました。

この取り組みの一方で、新図書館計画の見直しという大きな計画の転換を経験したことで、上尾市図書館の今後の方向性についてあらためて考える必要性を強く認識するに至りました。この認識の下、『上尾市図書館に関するアンケート調査』⁴（令和元年 7 月実施。以下「アン

¹ リンダ・グラットン、アンドリュー・スコット共著『ライフシフト 100 年時代の人生戦略』で提唱され、日本では平成 29 年度～30 年度にかけて、政府の「人生 100 年時代構想会議」において、超長寿社会における経済・社会システムに関する議論が進められた。

² サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会で、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、目指すべき新たな社会として提唱されている。

³ 「持続可能な開発目標」は、2030 年期限とする国際社会の共通目標で、2015 年の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」という理念の下、17 のゴールと 169 の具体的なターゲットが設定されている。

⁴ 上尾市在住の 18 歳以上の市民 3,000 人を地区バランスに考慮して無作為抽出により選定。有効回答数は 971 票（32.4%）。

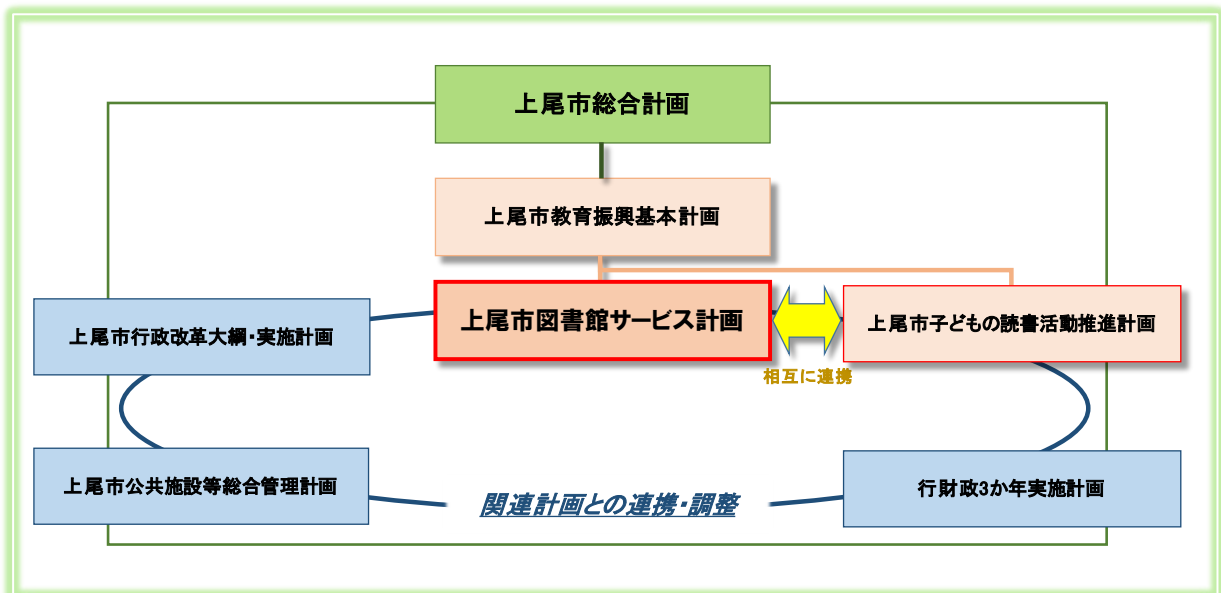
ケート調査」という。)を分析するとともに、『上尾市図書館の今後の在り方について』⁵ (令和2年6月上尾市図書館協議会答申。以下「今後の在り方」という。)の内容について検討を重ねながら、上尾市図書館として目指すべき姿について整理を行ってきました。本計画においては、この整理の結果を運営やサービスの方向性として反映した上で、体系的・網羅的にまとめています。

2. 計画の位置づけ

2.1. 計画の位置づけ

本計画は、『図書館法』(昭和25年法律第118号)や『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』⁶ (平成24年12月19日文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。)などにに基づき、上尾市図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的運営方針として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、『上尾市総合計画』や『上尾市教育振興基本計画』など上位計画を踏まえながら、子供の読書活動推進を図る『上尾市子どもの読書活動推進計画』(あげお子ども読書プラン)との連携に配慮し、財政運営に関する『行財政3か年実施計画』や公共施設マネジメントに関する『上尾市公共施設等総合管理計画』⁷、行政改革に関する『上尾市行政改革大綱・実施計画』など、関連する市の諸計画との調整を図っています。



【図表1】計画体系のイメージ

⁵ 令和元年10月7日付で上尾市図書館長から諮問を行っている。

⁶ 図書館法第7条の2の規定に基づく基準で、市町村立図書館は「基本的運営方針」を策定、公表に努めるものとされている。

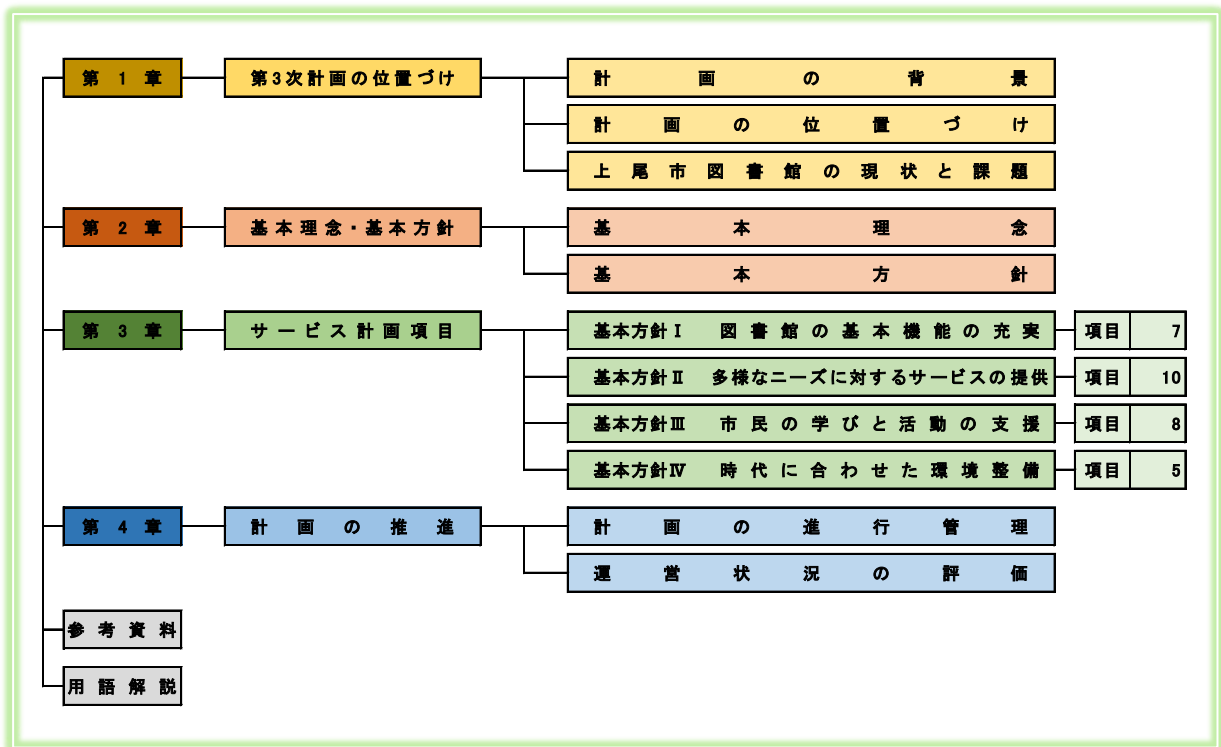
⁷ この計画の下位計画「個別施設管理実施計画」においてアクションプランを作成し、施設に関する対策を進めていくことになる。

2.2. 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度まで（2021年4月1日～2026年3月31日）の5か年を計画期間とします。

2.3. 計画の構成

本計画の全体構成は、[図表2]のとおりとなります。図中第3章のサービス計画項目については、基本方針IからIVに分類される項目数（計30項目）を示しています。



[図表2] 第3次計画の構成概要

3. 上尾市図書館の現状と課題

3.1. サービスの現状と課題

(1) 図書館資料の収集・組織化・排架⁸・保存

📖 図書館資料の収集や組織化は、本館が『上尾市図書館資料収集方針』及び『資料選定基準』に基づき集中して管理しています。また、分類は『日本十進分類法（NDC）新訂

⁸ 「配架」と表記することもある。『言葉に関する問答集7』（文化庁）では、「排」は「一定の順序で連ねる」、「配」は「割り当てる」としており、分類順に並べる図書資料については「排架」が用いられることが多い。

10 版』に従い、目録もこれに適合した検索性の優れた商用MARC（機械可読式目録）を採用⁹するなど、効率的かつ統一性のある蔵書構築を行っています。一方、分館及び公民館図書室¹⁰については、地域性を考慮しながら、意識的に蔵書構成のバランスなどを工夫していくことが必要となります。

📖 令和 2 年 3 月末時点での図書館資料数の全館の合計は、図書及び雑誌、視聴覚資料併せて 595,946 点と、ここ数年一定規模で推移しています¹¹が、年間の購入や寄贈などによる受入点数は、約 2 万点と 3%程度となっています。このため、利用頻度を踏まえた資料の移動や整理、除籍などを適切に行うなど、限られたスペースを有効に活用しながら、利用者にとって新鮮かつ魅力的で、機能的な開架スペースを作ることが課題となります。特に分館においては、図書館資料の約 6 割が本館に集中していることや、総じて面積が狭小であることなどから、書架スペースの確保が難しく、より積極的に進める必要があります。

📖 郷土資料や行政資料など地域資料は、専用コーナーを設置しているものの、これまで体系的に収集されておらず、図書館資料全体に占める割合も 2%未満となっています。しかし、多様化する利用者ニーズに対して質や量が不十分であるため、市の関係部署や関係機関等との連携により収集を強化し、また、電子化を推進するなど収集・保存の仕組みを再構築していく必要があります。

(2) 貸出・返却・閲覧

📖 貸出は、自館所蔵の資料については利用者が希望する館での受け取りを可能とし、返却は各館の窓口以外にも各館及び上尾駅、北上尾駅にブックポストを設置するなど利用者の活動範囲に配慮しています。一方、自動貸出機・返却機、ICタグなどICT設備の導入¹²が課題となります。

📖 図書館の利用は、上尾市図書館だけでなく、広域利用に関する協定を結んでいるさいたま市や蓮田市、桶川市、伊奈町の図書館も相互に図書館資料の閲覧や貸出・返却などのサービスを受けることができます。一方で、自館所蔵の図書館資料が他市町の利用者にも提供されるため、より多くの市内利用者への資料提供ができるようにすることも課題となります。

(3) 予約・リクエスト

📖 予約は、貸出中や市内の他館にある図書館資料について、利用者への資料提供に応えるツールとして運用しています。近年は、20 万件程度で推移しており、このうち 7 割以

⁹ 図書館資料の検索は、OPAC(Online Public Access Catalog:オンライン閲覧目録)の利用が主流となっており、コンピュータで読み取るMARCの書誌情報とこれと連携するデータが多いほど検索性は増す。

¹⁰ 公民館図書室は、「上尾市図書館規則」(平成 18 年教育委員会規則第 8 号)第 14 条で「分館等」に位置付けているため、本計画内の文中表記では、特に必要がない限り、分館に含めるものとする。

¹¹ 本計画中に用いる図書館の統計情報については、公表資料である「上尾市図書館要覧」による。

¹² 上尾市図書館の導入は自動貸出機のみで、設置も上尾駅前分館と大石分館の 2 館にとどまる(本館未導入)。

上が自宅のパソコンなどからのWeb予約¹³となっています。令和2年度からは電話予約の受付も開始しており、こうした利用者の利便性の高い方法をさらに推進するために、広報や利用案内などを積極的に行う必要があります。

📖 リクエスト（購入希望）は、図書館で所蔵していない図書館資料について、予約同様、利用者の資料要求に応えるツールとして運用しています。しかし、リクエストの増加は、蔵書構成や資料収集方針と利用者ニーズとの差が拡大していることが懸念されるため、資料収集方針の見直しとともに、積極的に利用者ニーズの把握を行っていく必要があります。

(4) 情報サービス

📖 レファレンスサービスの利用件数は、情報サービスの重要性が増していると言われる一方で、上尾市図書館では減少傾向にあります。このため、広報やサービスの利用案内、窓口の設置など、十分な体制を整え、地域の情報拠点としての役割の強化を図っていく必要があります。

📖 地域に密着した医療相談や法律相談、職業・求人、生涯学習などより専門性の高い情報要求に対しては、図書館だけで対応できないものも多い¹⁴ため、地域の公的専門機関や専門家などを案内・紹介する仲介サービス「レフェラルサービス」を強化していく必要がありますが、現状では紹介すべき機関や専門家との連携体制が構築できておらず、この体制づくりが課題となります。

📖 インターネットを活用した情報検索や有料データベースの利用提供については、情報端末の設置が本館、上尾駅前分館、大石分館の3館にとどまっており、公衆無線LANも全館未整備の状況です。地域の情報拠点としての役割を十分に果たすためにも、これらの環境整備が課題となっています。同時に、デジタルデバイド（情報格差）¹⁵を解消する取り組みも進める必要があります。

(5) 利用対象別サービス

📖 児童サービスについては、おはなし会の開催やブックスタート事業の展開などのソフト面だけでなく、おはなしの部屋の設置などハード面でも充実が図られています。また、障害者サービスについても、大活字本など専用図書の収集やDAISY（デジタル録音図書）の貸出・作成、対面朗読の実施などボランティアの協力を得ながら実施しています。一方、青少年や高齢者その他を対象としたサービスは、コーナー設置などにとどまり、十分な効果が出ている状況ではありません。特に、青少年や若者向けについては、読書人口の低下¹⁶に歯止めかけるための施策の実践が課題となっています。

¹³ Web予約は、スマートフォン等にも対応している。その他の予約方法は、窓口2割、館内OPAC1割となっている。

¹⁴ レファレンスサービスの原則は、図書館職員が資料情報の専門知識を活かした資料・情報の提供であり、法令等の問題などから法律相談、医療相談など一部相談業務については、回答制限が設けている（『JLA 公共図書館部会参考事務分科会参考事務規定』）。

¹⁵ デジタルデバイド（情報格差）は、図書館では、特に情報端末の利用や情報入手に関する技能の有無が問題となる。

¹⁶ 国立青少年教育振興機構の『子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書』（令和元年12月）によれば、読書量は直近5

- ☞ 図書館の利用を望む身体的、物理的な支障がある人に対しては、現状では宅配サービスなど限定的な実施にとどまっています。今後は、アウトリーチサービスなど含めそれ以外の手法についても調査・研究を進めていく必要があります。

3.2. 施設の現状と課題

- ☞ 市内6地区（上尾・平方・原市・大石・上平・大谷）に本館を含む9館が設置¹⁷され、この図書館サービス網により市内全域サービスを提供しています。しかし、昭和56（1981）年に開館した本館をはじめ、5館が築30年以上経過し、老朽化による建物、設備等の劣化が著しい状況です。また、備品の更新ができておらず、設備面のユニバーサルデザイン対応も不十分なため、高齢者や障害者には利用しづらい箇所も散見されます。
- ☞ 本館は、資料の整備、事業の企画・管理を一元的に行う図書館サービス網の核としての役割を担っています。しかし、このような役割に比して面積が小さく、現状では居心地の良い空間づくりなどに要する拡張性はほとんどなく、開架資料も所蔵資料の半数以下にとどまっています¹⁸。このような状況を踏まえ、いかにして新たな社会の変化や利用者ニーズに応えられる対応策を講じるかが課題となっています。
- ☞ 分館は、地域の窓口として基本的な図書館機能を求められていますが、いずれも500㎡未満と狭小で、開架スペースや、閲覧席、学習席、その他のスペースなどの確保が難しい状況です。このような限りあるスペースを前提として、可能な限りの工夫を施して、空間づくりを行っていくことが必要となります。

3.3. 運営の現状と課題

- ☞ 上尾市図書館の職員は、令和3年3月末時点で、館長を含め正規職員15名、会計年度職員12名の合計27名で、このうち司書の有資格者は14名となっています。職員は、図書館サービスにおいては、高度なレファレンスサービスや『著作権法』（昭和45年法律第48号）など専門的な対応が求められるケースも多く、知識や技能の向上に向けた取り組みが必要です。
- ☞ 図書館の運営は、図書の専門知識だけでなく、市議会や市長部局、教育委員会との行政的な調整能力、システムや設備の維持管理、安全衛生管理など多岐にわたる技能も必要となるため、こうした技能を有する人材の育成も進める必要があります。

年間で大きく低下している。また、この中で子供の頃の読書活動が大人になった現在に好影響を与えることなども指摘されている。

¹⁷ 各地区への設置は、上尾地区（本館、上尾駅前分館）、平方地区（平方分館、たちばな分館）、原市地区（瓦葺分館、原市公民館図書室）、大石地区（大石分館）、上平地区（上平公民館図書室）、大谷地区（大谷公民館図書室）となっている。

¹⁸ 本館所蔵の約6割の資料が、閉架書庫への保管となっている。

- 📖 上尾市図書館の窓口業務は、平成 19 年から民間委託しており、開館時間の拡大など市民サービスの向上を図ってきましたが、利用者との直接的な接点は委託先のスタッフと比べて少なくなる傾向にあります。このため、利用者ニーズの把握や、実務技能の維持には各職員が課題を持って取り組む必要があります。
- 📖 図書館の運営費は、直近では約 4 億 3 千万円¹⁹となっています。現状の 9 館体制による図書館網の維持をすれば、各館の運営や維持管理、物流コストを適切に配分した上で、サービス向上に向けた図書館資料や設備更新への投資をいかに行っていくかが課題となります。

3.4. 新しい生活様式と展望

- 📖 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などを経験し、これまでとは異なる運営を余儀なくされました。新しい生活様式が定着しつつある中で利用者の意識も変化しており、公立図書館はこの変化に対応した運営を行っていくことが求められています。当面は、ソーシャルディスタンスや図書館及び図書館資料利用の安心・安全を確保するための感染防止策を十分に講じながら、利用者ニーズに応え得る図書館サービスをいかに継続するかが大命題となります。
- 📖 本計画を進めていくに当たっては、今後の在り方で示された上尾市図書館の将来像である基本的機能の充実や居心地の良い空間づくりを新しい生活様式の先にしっかりと見据えながら、どの様な状況下においても柔軟に対応し、その達成を目指していく必要があると考えます。
- 📖 新しい生活様式と親和性の高い施策として、例えば、紙と電子書籍を活用した ICT の両面からのハイブリッドな市民サービスの提供は、非来館型サービス²⁰として、さらには学習支援や情報サービスへと多方面へ展開を図るための有効なツール²¹として、充実を図っていくことも必要と考えます。



¹⁹ 平成 31 年度及び令和 2 年度の予算ベース(人件費を含む)による。

²⁰ 図書館が身近にない、または交通機関が不便であるなど、来館が困難である市民に対し、来館を前提とせずにサービスを提供するもので、市内 9 館体制の上尾市図書館では必要性は高くなかったが、新しい生活様式とは親和性の高いサービス展開である。

²¹ 電子書籍には、辞書機能や朗読機能、翻訳機能などを持ったものも多く、こうした機能により読み聞かせや語学学習、視覚障害者への支援、外国人向け各種サービス(多文化サービス)などへの展開が考えられる。

第2章 基本理念・基本方針

1. 基本理念

『くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館』

誰もが本と出会うよろこびを感じられる居心地の良い図書館

くらしに役立ち、市民の知る権利を保障する図書館

市民文化創出の礎(いしずえ)になる図書館を目指して市民とともに歩んでいきます

読書活動を支援するだけでなく、資料・情報を提供して市民の知的拠点となり、その生活と新たな創造を支援して、ともに歩んでいくことが上尾市図書館の使命です。

第1次計画から続くこの基本理念は、公共図書館の普遍的な存在意義であるとの認識から、本計画においても引き継いでいきます。

2. 基本方針

2.1. 「今後の在り方」を踏まえて

今後の在り方では、上尾市図書館としての10年後の将来像を見据えた「目指すべき姿」の方向性として、4つの大きな柱が示されています²²。本計画では、この4つの柱を基本方針として掲げ、望ましい基準を参考に、10年後に向けた前期5年間の枠組みの中で、「目指すべき姿」の実現に取り組んでいきます。

2.2. 基本方針

◎基本方針Ⅰ 図書館の基本的機能の充実

将来に向けた変化が必要であっても、資料の収集や提供をはじめとする図書館の基本的機能は、今後も重要な役割を担い続けると考えられます。したがって、成果を挙げている事業

²² 「今後の在り方」では、「目指すべき姿」と同時に4つの「留意すべき点」(①現状の図書館サービス網は可能な限り維持 ②定期的な調査による利用者ニーズの把握 ③専門性と広い視野を持った職員の育成 ④良質なサービスを目指すための運営)が示されており、これらは、本計画において要素として反映している。

について引き続き推進するとともに、望ましい基準で掲げられている図書館の基本的機能について更なる充実を目指します。また、地域の情報拠点である図書館としての強みを活かし、地域の歴史や文化、行政に関する地域資料の収集・提供については、より積極的な役割を果たせるような体制の構築を目指します。

◎基本方針Ⅱ 多様なニーズに応えるサービスの提供

地域の情報拠点としての図書館の役割を強く認識し、多様化する市民の課題解決に対応するレファレンスサービスやレフェラルサービス（案内紹介サービス）などの情報サービス機能の強化・充実を目指します。専門的な人材の育成を行うとともに、他の館種²³を含めた図書館や公的専門機関、専門家などとの協力・連携体制を構築し、子育て・健康・福祉・ビジネスなど、これまで弱いとされてきた専門性が高い分野の情報ニーズに応えられるサービス展開を図っていきます。さらに、近年の公衆無線LANや電子書籍、自動貸出機などICTを活用したサービスの提供を求める声の高まりを踏まえ、サービスの質の向上と効率化が期待できるICT設備の導入の検討を積極的に進めます。

◎基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援

『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』（平成30年12月21日中央教育審議会答申）において、図書館は学びと活動の循環を生み出す地域住民の交流の拠点としての機能を強化するよう求められています。様々な人が集まる情報拠点としての特性を活かし、社会教育の充実に積極的な役割を担う図書館を目指します。さらに、将来の社会の担い手である子供や若者の支援については、引き続き読書活動の啓発、推進を図るとともに、地域の学びと活動の循環を創出する場としての活用を提案するなど、図書館利用の増加に向けた対策を積極的に展開します。

◎基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境を整備

アンケート調査で示された図書館の将来進むべき方向性のイメージは、「気軽に立ち寄れる」「居心地のよい空間」「身近にある」²⁴と従来の図書館像からは大きく変化しています。この変化に応えるべく、家庭でも職場・学校でもない第3の居場所「サードプレイス」²⁵としての役割を担えるよう、親しみやすく居心地の良い空間づくりを目指します。一方で、老朽化による設備の劣化が著しい施設が多いため、この空間づくりや、安心・安全な利用、さらには地域の活性化や賑わいの創出など新たな価値の創出につなげられるよう、様々な選択肢を考慮に入れながら、具体的な検討に着手していきます。

²³ 図書館の館種は、国立国会図書館と公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館があり、このうち公共図書館は自治体が設置する「公立図書館」と、法人等が設置する「私立図書館」がある。

²⁴ アンケート調査では、他にも高齢者や障害者への配慮やカフェ、資料の借り易さ、駅近、商業施設等への設置などの要望が多かった。

²⁵ 米国の社会学者レイ・オルデンバーグが、1989年に自著『The Great Good Place』の中で提唱した。都市生活者に出会いや良好な人間関係を提供する重要な場として、「無料または安価で利用できる」「飲食が可能」「アクセスがしやすい(徒歩圏内)」「常連が集まる」「快適で居心地がよい」「古い友人と新しい友人の両方に出会える」といった特徴が挙げられている。

第3章 サービス計画項目

1. 基本方針 I 図書館の基本機能の充実

1.1. 図書館資料の収集等

< 方向性 >

図書館資料の収集は、予算やスペースの制約を考慮し、社会情勢や利用者のニーズと資料的価値との均衡を図りながら、資料収集方針等の見直しも選択肢として中長期的・計画的な蔵書構築を行います。また、郷土資料や地方行政資料については、地域情報の拠点という役割を果たすべく、市の関係部署や地域の関係機関、その他団体と連携を強化して体系的な仕組みを構築し、独自性のある地域情報を積極的に収集・保存します。

1.2. 図書館資料の組織化

< 方向性 >

図書館資料の分類・目録作業は、『日本十進分類法（NDC）』や『日本目録規則（NCR）』等の最新情報に留意し、利用者の利便性向上に最も有効と考えられる基準を用いて書誌情報を最新に保つとともに、資料の扱い易さや利用のし易さに配慮した装備や排架を行います。また、図書館の資料保存機能に留意しつつ、除籍及び廃棄を適切に実施して書架表示を行うなど利用者に分かり易い書架の管理を行います。

1.3. 貸出

< 方向性 >

利用者の資料要求に迅速に提供できる体制を構築するとともに、相互貸借を含めて他の公立図書館等との連携強化を図ります。また、自動貸出機・自動返却機など ICT 設備の導入を含め、利用者にとって効率的で利便性の高い貸出・返却方法について調査・研究を進めるほか、非来館型サービスとして有望な電子書籍を導入します。

1.4. 閲覧

< 方向性 >

館内での図書館資料の利用に必要な閲覧席その他設備について、レイアウトの変更なども含め、工夫しながら確保・充実に努めます。また、図書館資料を活用した生涯学習やグループワークなどに利用できるスペース等を確保します。

1.5. 予約・リクエスト

＜ 方向性 ＞

Web予約の推進を一層進めるなど、利用者にとって安心して利便性の高い予約・リクエストの手法を検討します。また、利用者の多様な資料要求に応えるため、他の図書館、類縁機関等との更なる連携強化を図ります。

1.6. 複写

＜ 方向性 ＞

『著作権法』に則り、適切な複写サービスの運用が可能となるよう職員の知識・技能を高めるとともに、講座の開催や館内掲示など利用案内を強化するなど周知を図ります。また、複写機を含めた利用環境について、利用者の使い勝手や満足度の把握を行い、利便性の向上策について検討を進めます。

1.7. 行政関係

＜ 方向性 ＞

市の行政資料や情報は、市民生活に密接に影響するため、市の関係部署との連携体制を構築するなど体系的かつ積極的に収集、提供していきます。また、市の情報はインターネット環境で閲覧可能のものも多いため、情報検索の環境整備やデジタルデバイド解消のための対策も併せて推進します。

2. 基本方針Ⅱ 多様なニーズに対応するサービスの提供

2.1. レファレンスサービス

＜ 方向性 ＞

利用案内や情報提供など、基本的なレファレンスサービスの提供を着実にを行うとともに、サービス自体の周知を徹底することにより活用促進を図ります。また、多様化・複雑化する利用者の情報要求に応えるため、レファレンスサービスを今後の図書館の中心的サービスと位置づけ、職員等の技能向上を含めた対応体制を構築します。

2.2. レフェラルサービス（案内紹介サービス）

＜ 方向性 ＞

利用者の地域性の高い、あるいは専門性のある情報ニーズに対応できるよう、専門的な機関・団体又は個人の紹介を行うレフェラルサービスを推進します。できるだけ多くのサービスが提供できる体制を構築するために、市の公的専門機関、専門家等との連携強化を図るとともに、SNS等の活用についても検討を進めます。

2.3. 情報検索サービス等

＜ 方向性 ＞

多様化する利用者の情報ニーズに対応できるよう、テーマ別の資料案内の実施や資料検索システム、有用なオンラインデータベースの導入、カレントアウェアネスサービス等利用者支援サービスの有効な活用方法について検討を進めます。また、公衆無線LANの導入など多くの利用者が活用できるネットワーク環境整備について調査・研究を進めるほか、デジタルデバイドの解消策についても講じていきます。

2.4. ビジネス支援

＜ 方向性 ＞

特に市内のビジネス活動や研究活動の従事者、就業・起業を目指す人々の課題解決に向けた資料や情報の収集、提供を行うとともに、オンラインデータベースの紹介やリンク集の充実を図るなど、利用者が情報検索を行い易い環境を整備します。

2.5. 子育て・教育

＜ 方向性 ＞

子育て・教育に関して市民が抱える課題の解決に向けた資料・情報の収集、提供を行うとともに、書架やフロアのレイアウトの工夫や情報端末の利用案内（使用方法等に関する説明）などを積極的に行い、利用者が相談しやすい環境整備を行います。

2.6. 健康・医療、福祉

＜ 方向性 ＞

健康・医療情報に関しては、専門性が高く回答制限事項となるケースも多いため、参考資料や情報の収集を図るとともに、レフェラルサービスへの展開など情報の仲介機能を高めます。また、福祉関係は、市の関係部署や地域の公共的団体との連携強化により情報の仲介機能を高めます。

2.7. 法律・司法手続き

＜ 方向性 ＞

法律・司法手続き情報に関しては、専門性が高く回答制限事項となるケースも多いため、参考資料や情報の収集を図るとともに、レフェラルサービスへの展開など情報の仲介機能を高めます。また、参考図書や資料について、資料収集方針などと調整を図りながら充実に努めます。

2.8. 高齢者サービス

＜ 方向性 ＞

高齢者が使い易いよう、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備と図書館資料の提供を行います。また、近年では活動的な高齢者「アクティブ・シニア」が増加していることから、生涯学習意欲を支援するイベントの開催や資料提供、活動環境を提供します。

2.9. 障害者サービス

＜ 方向性 ＞

図書館及び図書館資料の利用が困難な人に対して、これまで実施してきた点字資料の設置や大活字本の収集、録音資料等の整備・提供、対面朗読、宅配サービスの実施のほか、図書館の利用を促進するための介助や音声機能のある電子書籍を含む資料提供など多角的な支援を実施します。また、市の関係部署との連携強化を進め、個々のニーズに適したサービス手法についても検討していきます。

2.10. 多文化サービス

＜ 方向性 ＞

外国語利用案内の作成・頒布や外国語資料や情報の整備など外国人市民の利用者が、気軽に利用できる環境の整備を進めるため、市の関係部署やNPOなどとの連携体制を構築し、ニーズの把握に努めます。

3. 基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援

3.1. 乳幼児・保護者サービス

＜ 方向性 ＞

ブックスタート事業の推進やおはなし会等イベントの開催など乳幼児及びその保護者が本に触れ、親子の触れ合いや知識、感受性を育むきっかけづくりを支援します。また、書架やフロアのレイアウトの工夫など乳幼児及びその保護者が安心して図書館を利用できる環境づくりを行います。

3.2. 児童サービス

＜ 方向性 ＞

子供の発達段階に合わせた図書・資料を整備するとともに、SNSやICT技術等の活用も検討します。また、児童の読書習慣や本への興味を高める読み聞かせやおはなし会その他「読書パスポート」を活用した事業などを積極的に展開します。

3.3. 青少年サービス

＜ 方向性 ＞

読書離れと言われる青少年世代が本に興味を持ち、知的活動を更に飛躍させるためのSNSや電子書籍などICT技術の活用、ブックトーク、ビブリオバトルなどのイベント開催といった図書館利用促進に向けた仕組みづくりを進めます。また、ラーニングコモンズのようなグループワーク向けのスペースの設置など、将来の社会の担い手を支援する学び・交流の場の提供を検討します。

3.4. 子供の読書活動支援

＜ 方向性 ＞

子どもの読書活動支援センターの積極的な事業展開により、『上尾市子どもの読書活動推進計画』（あげお子ども読書プラン）に基づき、家庭・地域・学校と図書館が一体となって、子供の読書活動の推進を図ります。

3.5. 若者の自立支援

＜ 方向性 ＞

若者世代の就学・就業やボランティアなどその他地域交流活動の情報・資料を収集、提供するとともに、図書館で気軽に学習できる機会・環境を整備します。また、この世代の情報収集手段がインターネット等によることが多いことから、有用なオンラインデータベースの紹介やリンク集の充実を進めます。

3.6. 学習活動の支援

＜ 方向性 ＞

図書館の利用を促進し、図書館資料、地域情報その他市民の知的活動の支援を目的とした講座や相談会、展示会等のイベントを開催します。また、公民館など市の関係部署とも連携をしながら生涯学習に関する情報提供に努めます。

3.7. 情報活用能力向上支援

＜ 方向性 ＞

情報社会における課題解決の支援として、情報通信技術等の活用や理解に役立つ情報の提供、利用案内、講座を開催します。特にデジタルデバイドの解消については、職員の知識・技能の向上と併せて積極的に取り組みます。

3.8. ボランティア活動

＜ 方向性 ＞

ボランティア活動の生涯学習的側面をかんがみ、図書館サービスの充実に欠かすことのできない読み聞かせや、音訳その他の活動を積極的に支援するとともに、図書館サービスに係わるボランティア活動の機会や場所の提供など、協働して事業を実施するパートナーとして友好的協力体制の構築に努めます。また、研修会を開催するなど後継者となり得る新たな意欲あるボランティアへの参加者を育成していきます。

4. 基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備

4.1. 学習活動環境の整備

＜ 方向性 ＞

学習活動の支援につながる学習席等の増設のほか、家庭でも職場・学校でもない第3の居場所「サードプレイス」としての役割を担えるよう、レイアウト変更など交流機能を含めた空間構築と環境整備を進めます。また、学びと活動の循環を生み出す地域住民の交流拠点として、市の関係部署と連携して事業を積極的に行います。

4.2. 運営

＜ 方向性 ＞

市民が安心して利用できるよう図書館資料と情報の安定した管理体制を維持するとともに、ICT設備の導入などによる効率的な図書館運営を進めます。また、良質な図書館サービスを提供するための効率的かつ効果的な運営手法について調査・研究を進め、業務委託内容の見直し等も含め、今後の更なる改善につなげます。

4.3. 職員体制

＜ 方向性 ＞

図書館職員については、図書館運営が安定して継続的に行えるよう、現行制度の中で、専門知識を持った司書有資格者や行政全般にわたり知識と経験のある職員の配属を可能な限り進めるとともに、各職員の技能向上を積極的に推進します。

4.4. 施設・設備

＜ 方向性 ＞

現在の図書館網を可能な限り維持し、各地域の住民にとって利便性の高い全域サービスの展開に努めます。また、老朽化が進む施設については、利用者が安心・安全に利用できる水準の確保を第一に考えて必要な措置を講じます。その上で、施設の改修や図書館網の整理等については、市の公共建築物の計画の中で公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組んでいきます。

4.5. 安全管理

— < 方向性 > —

事故、災害その他の非常事態による被害を防止するため、危機管理の手引書を作成し、定期的な訓練を実施します。また、防災上及び衛生上の設備点検については、法令その他の規定に基づき点検を実施し、安全確保に努めます。

第4章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

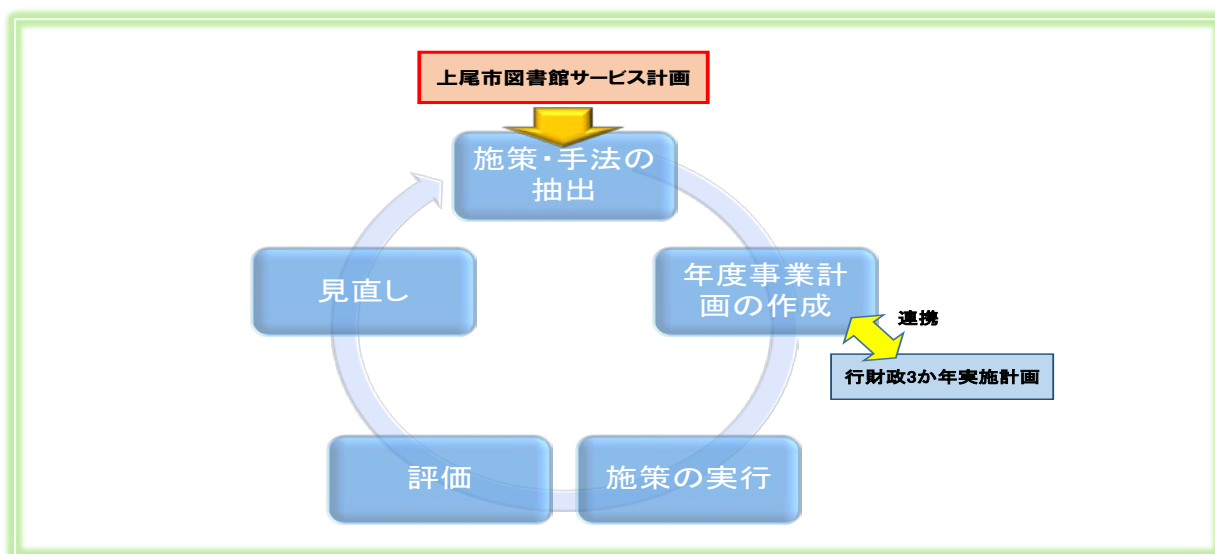
1.1. 計画の実行及び評価対象

本計画では、第3章のサービス計画項目で示したサービスの方向性について、個々の施策や手段の実施を通じて、その実現の水準について判断していきます。

個々の施策や手段は、事業計画として年度ごとに各サービス項目で設定し、市の行財政計画等との連携を図りながら実行します。

1.2. 進行管理

各サービス項目の進捗状況について、年度ごとに把握・分析（自己点検評価）²⁶を行います。この成果を踏まえ、次年度の事業計画を設定します。



【図表3】 進行管理の考え方

2. 運営状況の評価

2.1. 利用に関するモニタリング

利用状況の統計結果²⁷や利用者アンケートなどにより、サービスの効果や満足度を定量的

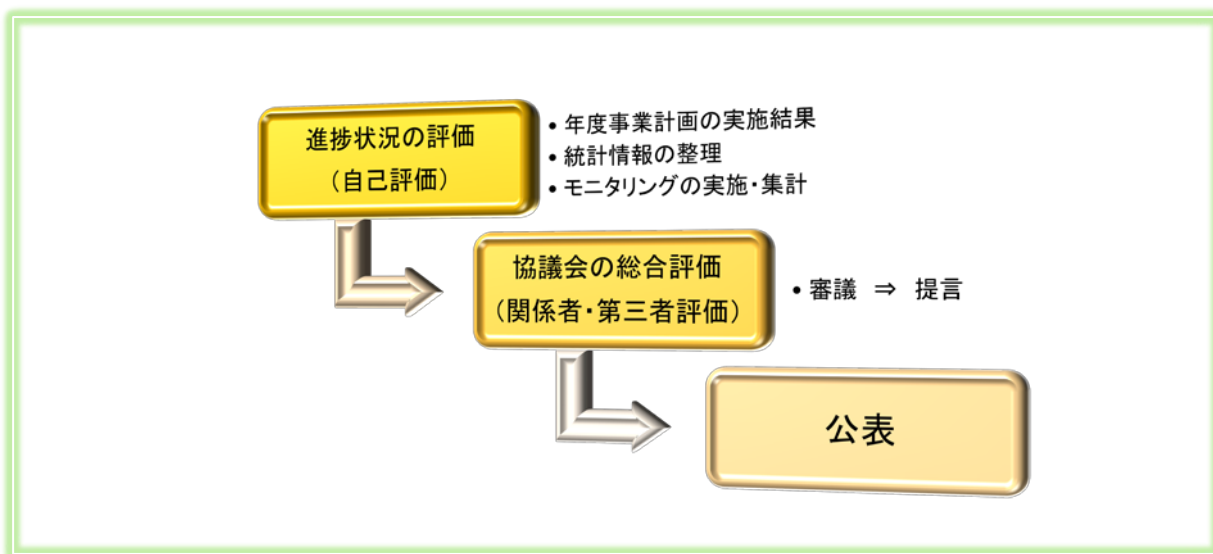
²⁶ 望ましい基準では、運営状況の点検・評価について、自ら点検及び評価することを努力義務としている。

²⁷ 統計数値の分析については、年度ごとに公表する「上尾市図書館要覧」を積極的に活用する。

に把握し、図書館運営の改善に活かします。

2.2. 総合評価

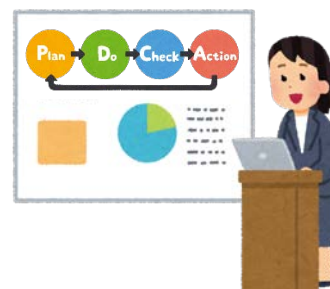
年度ごとに計画の進捗状況や利用に関するモニタリング結果等について、上尾市図書館協議会に報告し、これに対する協議会の提言をもって運営状況に関する総合評価（関係者・第三者による評価）²⁸とします。



【図表 4】 評価の手順

3. 計画の進行に関する情報提供

計画の進捗状況や総合評価の結果に関する情報は、上尾市図書館のホームページ²⁹などで公表します。



²⁸ 望ましい基準では、自己による点検・評価に加え、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うことも努力義務としている。

²⁹ 上尾市図書館ホームページの URL <https://www.city.ageo.lg.jp/ageolib/>

参考資料

1. 『JIS X0812(図書館パフォーマンス指標)』(2012年 日本規格協会)
2. 『Society 5.0<https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html>』(内閣府)
3. 『これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして—』(2006年 これからの図書館の在り方検討協力者会議)
4. 『公立図書館の実態に関する調査研究(文部科学省委託研究報告書)』(2016 図書館流通センター)
5. 『子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告(速報版)』(2019年 国立青少年教育振興機構)
6. 『児童サービス論(ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望 7)』(2015年 学文社)
7. 『持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて日本が果たす役割』(2020年 外務省国際協力局地球規模課題総括課)
8. 『将来推計人口・世帯数<<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Mainmenu.asp>>』(国立社会保障・人口問題研究所)
9. 『上尾市公共施設等総合管理計画』(2015年 上尾市)
10. 『上尾市図書館に関するアンケート調査結果報告書』(2019年 上尾市教育委員会)
11. 『上尾市図書館要覧 令和2年度』(2020年 上尾市図書館)
12. 『情報サービス論(講座・図書館情報学)』(2018年 ミネルヴァ書房)
13. 『情報資源組織法 第2版』(2016年 第一法規)
14. 『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)』(2018年 中央教育審議会)
15. 『図書館活用術 新訂第4版 検索の基本は図書館に』(2020年 日外アソシエーツ)
16. 『図書館の設置及び運営上の望ましい基準 活用の手引き』(2014年 日本図書館協会)
17. 『図書館ハンドブック 第6版補訂版』(2010年 日本図書館協会)
18. 『図書館概論 改訂』(2017年 樹村房)
19. 『図書館情報技術論(講座図書館情報学 4)』(2013年 ミネルヴァ書房)
20. 『令和2年度埼玉の公立図書館』(2020年 埼玉県図書館協会)

用語解説

(五十音順)

No.	用語	意味
1	DAISY	「digital accessible information system」の略。通常の書籍を利用することが困難な人や視覚障害者のためのデジタル録音図書の国際標準規格のひとつ。
2	ICタグ	無線で情報の読み出し・書き込みが可能な IC チップを内蔵した荷札。自動貸出機・返却機、盗難防止、資料整理の合理化などに利用される。
3	MARC(機械可読式目録)	「machine-readable cataloging」の略で、書誌情報等をコンピュータで処理できるフォーマットで記述したもの。代表的なものに JAPAN/MARC、TRC MARC がある。
4	OPAC	「Online Public Access Catalog」の略。カード目録に替わりオンライン化された閲覧目録を指すが、実態として「資料検索端末」として認識されている。
5	Web予約	図書館のホームページから Web-OPAC で検索し手行う図書館資料の予約のこと。
6	おはなし会	図書館で子供を対象にストーリーテリングを行う集い。子供に対して読書する素地を作り、また、本への興味を育てることなどが効果として挙げられる。
7	アウトリーチサービス	施設入所者や低所得者、非識字者、民族的少数者など、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対してサービスを広げていく活動。
8	アクティブ・シニア	自分なりの価値観をもち、定年退職後にも、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気なシニア層。特に、2007 年以降に定年を迎えた団塊の世代を指すことが多い。
9	カレントアウェアネスサービス	図書館その他の情報機関が利用者に対して最新情報を定期的に提供するサービス。コンテンツサービス、新着図書目録の配布、SDI などの形態がある。
10	ハイブリッド	「混合」や「複合」という意味で、複数の要素を共用する意味に使われる。
11	ビブリオバトル	おもしろいと思う本の魅力を紹介しあい、「読みたくなった」と思った聴衆の投票数で勝敗が決まる。知的書評合戦と呼ばれることもある。
12	ブックスタート事業	絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子供の言語能力と豊かな心を育てようとする活動。
13	ブックトーク	あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。多くは学校や図書館などで、児童・生徒を対象に行われる。
14	ブックポスト	図書館の閉館後や休館日にも利用者が図書館資料の返却ができるよう、図書館の入口付近などに設置された収納箱。ポスト形状のものが多い。
15	ユニバーサルデザイン	障害のある人の視点だけではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
16	ラーニングコモンズ	図書館などに設けられる、総合的な自主学習のための環境。IT 機器や学習スペースなどを備え、グループ学習や討論会などさまざまな学習形態の活用に対応する。
17	レファレンスサービス	図書館の情報サービスの一つで、情報や資料を求めている利用者に対して、仲介的立場から図書館員が求められている情報や資料を提供・提示するサービス。
18	レフェラルサービス	利用者の情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手・提供する、または、専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。
19	開架	利用者が直接に書架から資料を取り出し、閲覧することができる方式(開架式閲覧法)。一方、閉架は、一般的に利用者の目には触れない。
20	公共施設マネジメント	地方公共団体が保有又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的・統一的に企画、管理及び利活用する仕組み。
21	公衆無線LAN	公共施設や飲食店でケーブルがなくてもインターネットに接続できる仕組みで、無線LANは「Wi-Fi(ワイファイ)」とも呼ばれる。

No.	用語	意味
22	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス	国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館等(承認必要)の館内で利用できるサービス。
23	司書	公共図書館の専門職員で、図書館法第4条に定められた資格を取得した者。
24	子どもの読書活動支援センター	市の読書活動推進のコーディネーターとして、平成24年7月に設置。図書館の機能として、家庭・地域・学校と図書館の連携を担う。
25	除籍	所在不明であったり、破損・汚損があったり、不要となった資料を原簿から削除すること。
26	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を日常生活に取り入れ、定着させ、持続させられる生活様式。
27	図書館協議会	図書館法第14条の規定に基づき地方公共団体が設置する図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、意見を述べるため設けられる機関。
28	全域サービス	自治体区域の住人に対しても均一な図書館サービスを提供すること。『市民の図書館』(1970年 JLA)で当面の重要目標とされ、全国的に広まった。
29	組織化	図書館資料準備作業(間接サービス)の主要工程で、資料を主題別、排架順序別に区分する分類作業と、検索のための情報整理を行う目録作業に分かれる。
30	多文化サービス	図書館の利用者集団の文化的多様性を反映させたサービス。対象としては、移民や移住労働者、先住民などの民族的・言語的・文化的マイノリティが挙げられる。
31	対面朗読サービス	活字による読書が困難な人に、希望する図書館資料を音訳者が朗読するサービス。
32	大活字本	弱視者(低視力者、高齢者など)にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組み直した本。大活字図書、大活字版ともいう。
33	宅配サービス	来館が困難な人々に対して郵送で図書館資料を提供するサービス。望ましい基準にも来館困難者への宅配サービスの実施が例示されている。
34	中央教育審議会(中教審)	文部科学大臣の諮問に応じ、教育や学術、文化に関わる政策を審議して提言する機関で、文部科学省に置かれている多数の審議会のうち最高の位置を占める。
35	読書パスポート	図書館の利用案内や調べ学習の仕方、読書記録、おはなし会などイベントの記録ができる手帳で、セカンドブックスタート事業として小学校1年生に配布。
36	日本十進分類法(NDC)	図書分類法の一つ。三桁の数字を用いて図書を分類しようというもの。NDCはNippon Decimal Classificationの略。最新版は改訂第10版。
37	日本目録規則(NCR)	日本図書館協会目録委員会が編纂した図書目録作製上の規則で、NCRは「Nippon Cataloging Rules」略。最新版は改訂4版。
38	複写サービス	著作権法第31条の範囲内での複製で、利用者の求めに応じ図書館資料の複写の便宜を提供する又は他館からの依頼によって複写物を送付すること。

第3次上尾市図書館サービス計画

令和3年 月

発行 上尾市教育委員会

編集 上尾市教育委員会教育総務部図書館

〒362-0037 上尾市上町一丁目7番1号

TEL 048-773-8521

FAX 048-776-7330